

### ③介護サービス等の人材確保・育成・離職防止の取組及び介護現場の業務効率化

介護サービス等の人材確保・育成・離職防止の取組については、庁内の関係部局や県の人材確保関連事業との連携を図ります。

また、支援者間のネットワーク構築、地域のニーズと地域資源のマッチング等を行う生活支援コーディネーターの育成を図るとともに、生活支援コーディネーターを中心とした地域における生活支援の担い手（ボランティア）の発掘・育成を推進していきます。

このほか、介護現場の業務効率化や負担軽減を図るため、今後も継続して、指定申請書類及び届出書類等手続の簡素化、指導の標準化を図ることによる効率的な運営指導、処遇改善加算の申請書類や届出方法を簡素化し、加算の取得を促進、地域医療介護総合確保基金を活用した介護現場へのICT、ロボット等のさらなる導入支援に努めます。

また、これまで介護事業所に負担の大きかったケアプランを電子データでやり取りできる、ケアプランデータ連携システムが令和5年4月より本格稼働しており、導入することで介護従事者の負担軽減が期待できるため、事業所に導入の促進を図ります。

### (3) 給付の適正化（介護給付適正化計画）

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化のために保険者が行う適正化事業は、高齢者等が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものとされています。

本市では、これまでの取組や指針の内容を踏まえ、主要5事業を中心とした適正化に関する取組を行ってきました。

今期計画では、効果的・効率的に事業を実施するため、国の示した指針に基づき、これまでの給付適正化主要5事業の再編を図り、給付適正化3事業として実施内容の充実を図ります。

#### 【給付の適正化への取組と目標】

区分	内容	現状値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主要3事業	①要介護認定の適正化 (認定調査票及び主治医意見書の確認・点検)	<b>今後、検討予定</b>			
	②ケアプラン点検				
	ケアプラン(個別サービス計画書含)点検 (点検後のヒアリング実施件数)				
	高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検				
	住宅改修・福祉用具購入の点検 (事後現地点検件数)				
福祉用具貸与調査					
③医療情報との突合・縦覧点検 (事業所確認件数)					